

兵庫県公報

令和4年5月25日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 第358回（定例）兵庫県議会の招集（財政課）	1
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（但馬県民局）	1
○ 同 上（同）	3

告 示

兵庫県告示第655号

第358回（定例）兵庫県議会を令和4年6月1日神戸市に招集する。

令和4年5月25日

兵庫県知事 齋藤元彦



兵庫県告示第656号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業のうち、あなごもんどり漁業につきその許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年5月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格	
1 津居山	あなごもんどり漁業	別記1の1	6月1日から11月30日まで	定めなし	5トン未満	定めなし	別記2の1	
2 竹野	同上	別記1の2	同上	同上	同上	同上	別記2の2	
3 柴山	同上	別記1の3	同上	同上	同上	同上	別記2の3	
4 香住	同上	別記1の4	同上	同上	同上	同上	同上	
5 鎧	同上	別記1の5	同上	同上	同上	同上	同上	
6 余部	同上	別記1の6	同上	同上	同上	同上	同上	
7 三尾	同上	別記1の7	同上	同上	同上	同上	別記2の4	

8	浜坂 芦屋	同上	別記1の8	同上	同上	同上	同上	同上
9	諸寄 釜屋	同上	別記1の9	同上	同上	同上	同上	同上
10	居組	同上	別記1の10	同上	同上	同上	同上	同上

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年5月25日から令和6年8月31日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年6月1日(同月2日以降の許可は許可の日)から令和6年11月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付することがある。

ア 水深50メートル以深の海域で操業してはならない。

イ 使用するもどりの数は30個以内とする。

別記1 操業区域

- 1 豊岡市瀬戸と同市竹野町田久日界の御持ちの滝から真方位353度40分を見通した線以東の兵庫県海面。
- 2 豊岡市瀬戸と同市竹野町田久日界の御持ちの滝から真方位353度40分を見通した線と、美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端から真方位358度40分を見通した線との間の兵庫県海面。
- 3 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端から真方位358度40分を見通した線と、同郡同町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1との界から真方位353度40分を見通した線との間の兵庫県海面。
- 4 美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1との界から真方位353度40分を見通した線と、同郡同町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鎧松ヶ崎493番地との界から真方位353度40分を見通した線との間の兵庫県海面。
- 5 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鎧松ヶ崎493番地との界から真方位353度40分を見通した線と、同郡同町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端から真方位353度40分を見通した線との間の兵庫県海面。
- 6 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鎧松ヶ崎493番地との界から真方位353度40分を見通した線と、最大高潮時海岸線における同郡同町と同郡新温泉町の界から真方位353度40分を見通した線との間の兵庫県海面。
- 7 美方郡香美町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端から真方位353度40分を見通した線と、同郡新温泉町芦屋地先東矢城東端から真方位353度40分を見通した線並びに同東端、西端及び西端から真方位173度40分を見通した線と対岸との交点を結んだ線との間の兵庫県海面。
- 8 最大高潮時海岸線における美方郡香美町と同郡新温泉町の界から真方位353度40分を見通した線と、同郡同町芦屋地先ウラ門崎突端から真方位353度40分を見通した線との間の兵庫県海面。
- 9 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端から真方位353度40分を見通した線並びに同東端、西端及び西端から真方位173度40分を見通した線と対岸との交点を結ぶ線と、最大高潮時海岸線における同郡同町釜屋居組界から真方位333度40分を見通した線との間の兵庫県海面。
- 10 最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋居組界から真方位333度40分を見通した線以西の兵庫県海面。

別記2 漁業を営む者の資格

- 1 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶(主たる根拠地が豊岡市の船舶に限る)を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
- 2 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶(主たる根拠地が豊岡市(平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡竹野町)の船舶に限る)を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
- 3 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶(主たる根拠地が美方郡香美町(平成17年3

月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町)の船舶に限る)を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。

- 4 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶(主たる根拠地が美方郡新温泉町(平成17年9月30日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町)の船舶に限る)を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。



兵庫県告示第657号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則(令和2年兵庫県規則第48号)第4条第1項第16号に掲げるせん漁業のうち、雑魚かご漁業につきその許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年5月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区		制限措置						
		漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
1	津居山	雑魚かご漁業	別記1の1	6月1日から11月30日まで	定めなし	5トン未満	定めなし	別記2の1
2	竹野	同上	別記1の2	同上	同上	同上	同上	別記2の2
3	柴山	同上	別記1の3	同上	同上	同上	同上	別記2の3
4	香住	同上	別記1の4	同上	同上	同上	同上	同上
5	鎧	同上	別記1の5	同上	同上	同上	同上	同上
6	余部	同上	別記1の6	同上	同上	同上	同上	同上
7	三尾	同上	別記1の7	同上	同上	同上	同上	別記2の4
8	浜坂芦屋	同上	別記1の8	同上	同上	同上	同上	同上
9	諸寄釜屋	同上	別記1の9	同上	同上	同上	同上	同上
10	居組	同上	別記1の10	同上	同上	同上	同上	同上

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年5月25日から令和6年8月31日まで

- 3 備考

- (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和4年6月1日(同月2日以降の許可は許可の日)から令和6年11月30日までとする。

- (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付することがある。

ア 水深50メートル以深の海域で操業してはならない。

イ 使用するもんどりの数は30個以内とする。

ウ かごの規格は、縦65センチメートル、横50センチメートル、高さ25センチメートル(容積81,250立方

センチメートル) 以内とする。

別記1 操業区域

- 1 豊岡市瀬戸と同市竹野町田久日界の御持ちの滝から真方位353度40分を見通した線以東の兵庫県海面。
- 2 豊岡市瀬戸と同市竹野町田久日界の御持ちの滝から真方位353度40分を見通した線と、美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端から真方位358度40分を見通した線との間の兵庫県海面。
- 3 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端から真方位358度40分を見通した線と、同郡同町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1との界から真方位353度40分を見通した線との間の兵庫県海面。
- 4 美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1との界から真方位353度40分を見通した線と、同郡同町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鑑松ヶ崎493番地との界から真方位353度40分を見通した線との間の兵庫県海面。
- 5 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鑑松ヶ崎493番地との界から真方位353度40分を見通した線と、同郡同町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端から真方位353度40分を見通した線との間の兵庫県海面。
- 6 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鑑松ヶ崎493番地との界から真方位353度40分を見通した線と、最大高潮時海岸線における同郡同町と同郡新温泉町の界から真方位353度40分を見通した線との間の兵庫県海面。
- 7 美方郡香美町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端から真方位353度40分を見通した線と、同郡新温泉町芦屋地先東矢城東端から真方位353度40分を見通した線並びに同東端、西端及び西端から真方位173度40分を見通した線と対岸との交点を結んだ線との間の兵庫県海面。
- 8 最大高潮時海岸線における美方郡香美町と同郡新温泉町の界から真方位353度40分を見通した線と、同郡同町芦屋地先ウラ門崎突端から真方位353度40分を見通した線との間の兵庫県海面。
- 9 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端から真方位353度40分を見通した線並びに同東端、西端及び西端から真方位173度40分を見通した線と対岸との交点を結ぶ線と、最大高潮時海岸線における同郡同町釜屋居組界から真方位333度40分を見通した線との間の兵庫県海面。
- 10 最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋居組界から真方位333度40分を見通した線以西の兵庫県海面。

別記2 漁業を営む者の資格

- 1 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市の船舶に限る）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
- 2 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡竹野町）の船舶に限る）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
- 3 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が美方郡香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町）の船舶に限る）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。
- 4 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が美方郡新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町）の船舶に限る）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者。